令和９年度川崎市立学校教員採用候補者選考試験広報計画策定業務委託
仕様書

１　業務名

令和９年度川崎市立学校教員採用候補者選考試験広報計画策定業務委託

２　業務の概要

他都市との人材確保競争が激化する中で、川崎市の教員採用試験において優れた人材、多様な人材の確保を図るため、川崎市教育委員会事務局（以下、「委託者」という。）は、パンフレット、ＨＰ、ポスター、インタビュー動画、タイアップ広告、ＹｏｕＴｕｂｅ広告、雑誌広告、ＳＮＳ等、多様な広報施策を実施している。しかし、広告や運用事業者が多岐に分かれているため、各施策を横断的に整理し、全体最適の視点から一貫性ある戦略を構築することが求められている。

そのため本業務では、令和９年度の教員採用試験について、専門的なスキルやノウハウを活用し、全体の広報施策を俯瞰した統合的なメディア広報戦略を策定する。媒体特性や社会的動向を踏まえて、ターゲット層へより効率的かつ効果的にメッセージを届けることを目的とする。

３　契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）までとする。

４　主たる広報対象

（１）大学生や大学院生等の若年層を中心とする教員志望者
（２）教員免許状を保有しているが、現在教職についていない方
（３）他自治体の現職教員

５　業務内容

「４　主たる広報対象」に対して、広く情報を提供するための取組を実施すること。具体的な業務内容は以下のとおり。

（１）令和９年度の教員採用試験全体の広報戦略の策定

教員採用試験の受験者増のため、効率的かつ効果的にターゲットへ届けるため、委託者が行っている(パンフレット、ＨＰ作成、ポスター、インタビュー動画、タイアップ広告、ＹｏｕＴｕｂｅ広告、雑誌広告、ＳＮＳ等)の目的、訴求内容、ターゲット等の枠組みを整理し、（２）の効果検証により整理した課題及び改善点を踏まえ、媒体特性や社会的動向等を踏まえた統合的な広報戦略を提案すること。

なお、策定した広報戦略のうち、委託者の合意が得られたものを本業務における広報戦略とする。

（２）令和８年度の広報効果検証及び改善提案

令和９年度の広報効果を最大限にするため、令和８年度に委託者が実施した広報活動に対して、調査・分析等に基づく具体的な改善策を提案すること。

改善策の提案にあたっては、委託者が貸与する資料に加え、受託者が実施する一次調査又は受託者が保有する知見・データを活用し、令和９年度の広報に向けた課題及び改善点を整理すること。なお、本業務の遂行に必要な資料については、委託者及び受託者の協議のうえ、委託者が提供可能な範囲で貸与するものとする。

（３）ヒアリングの実施

広報計画策定及び改善提案のため、週に１回程度委託者との打合せを実施すること。ただし、委託者及び受託者の双方の合意がある場合は、開催頻度を調整できるものとする。なお、対面・オンライン等の開催方法については契約締結後協議の上確定することとする。

６　権利帰属

受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和４５年法律４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいい、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に市に譲渡するものとする。

７　その他

（１）製作にあたっては本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な成果物が製作されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。

（２）受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。

（３）この仕様に定めのない事項、若しくは不明な点がある場合には、市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議のうえで決定すること。

８　納品

（１）納品先

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課

（２）納品期限

令和９年３月１９日（金）